

阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、阿賀野川水系水質汚濁対策連絡協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、阿賀野川水系の河川及び水路などの公共用水域等に係る水質汚濁対策及び環境保全等について各関係機関相互の協力と、連絡調整を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一、水質汚濁の資料及び情報に関する事業
- 二、異常水質及び長期渇水等の緊急時に関する事業
- 三、水質監視に関する事業
- 四、水質汚濁対策の指導及び広報に関する事業
- 五、その他水質汚濁対策及び環境保全等の推進に関する事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	2名
運 営 委 員 長		1名
阿賀野川流域部会長		1名
阿賀川流域部会長		1名

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会長には、北陸地方整備局河川部長があたる。
4. 副会長には、新潟県土木部長及び福島県土木部長があたる。

(委員会総会及び運営委員会)

第7条 本協議会の会議は、委員会総会及び運営委員会とする。

2. 委員会総会は、第4条に掲げる関係機関の推薦する者で構成し、会長がこれを招

集し、議長となる。

3. 委員会総会は、必要に応じて開催し、長期的な活動方針、規約改正等の重要な事項を決定する。
4. 運営委員会は、第4条に掲げる関係機関の推薦する者で構成し、運営委員長がこれを招集し、議長となる。
5. 運営委員会は、年1回以上開催し、本協議会の運営に必要な事項について審議、決定することができる。
6. 運営委員会は、第3項の規定にかかわらず、構成機関の名称変更等軽微な規約改正を行うことができる。
7. 運営委員会は、長期的な活動方針の他、危機管理対策、重大水質事故対応等について、委員会総会に提案する。
8. 運営委員長は、運営委員会の議事内容を会長に報告する。
9. 運営委員長には、北陸地方整備局河川部河川情報管理官があたる。
10. 運営委員長は、いずれかの部会長から委員会総会の開催を要請された場合は、会長に報告するものとする。

(部会)

第8条 本協議会に、各流域の関係機関で構成する阿賀野川流域部会及び阿賀川流域部会をそれぞれ設置する。

2. 部会は、当該流域に係る事業を円滑に推進するため、関係機関の連絡調整を行うものとする。
3. 部会長には、阿賀野川流域にあつては阿賀野川河川事務所長、阿賀川流域にあつては阿賀川河川事務所長がそれぞれあたる。
4. 部会長は当該流域における会務を処理し、必要な事項を運営委員会に報告、提案する。
5. 部会長は、部会において委員会総会に諮るべき事案と判断された場合は、運営委員長と協議するものとする。

(顧問)

第9条 本協議会及び部会に、関係機関の推薦により各々顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会議等に出席して意見をのべることができる。

(検討会)

第10条 会長及び部会長は、特定又は専門の事項を審議するため必要に応じ検討会を設けることができる。

2. 検討会は、当該事項に関し、学識経験を有する者及び、国、地方公共団体等の職員のうちから会長又は部会長が指名する者をもって構成する。
3. 検討会には検討会会長を置き、検討会に属する者の中から互選する。

(議事)

第11条 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 協議会事務局は、阿賀野川河川事務所占用調整課に置く。

3. 部会事務局は、阿賀野川河川事務所占用調整課及び阿賀川河川事務所管理課にそれぞれ置く。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は原則として、各構成機関の負担とする。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

2. 運営委員会の運営に関し必要な事項は運営委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長がこれを定めることができる。

附則 この規約は昭和50年9月9日より施行する。

附則 この規約は昭和61年7月11日より施行する。

附則 この規約は平成6年7月27日より施行する。

附則 この規約は平成8年7月3日より施行する。

附則 この規約は平成13年1月6日より施行する。

附則 この規約は平成15年4月1日から施行する。

附則 この規約は平成15年7月7日から施行する。

附則 この規約は平成16年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成17年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成18年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成20年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成21年4月1日より施行する。

附則 この規約は平成25年5月16日より施行する。

附則 この規約は平成27年7月15日より施行する。

別表

構成機関

北陸地方整備局

関東経済産業局

東北経済産業局

新潟県

新潟市

新発田市

五泉市

阿賀野市

阿賀町

福島県

郡山市

会津若松市

喜多方市

南会津地方町村会

南会津町、下郷町、只見町、桧枝岐村

会津耶麻町村会

磐梯町、西会津町、猪苗代町、北塩原村

両沼地方町村会

会津美里町、会津坂下町、柳津町、金山町、三島町、湯川村、昭和村

岩瀬郡天栄村

信濃川・阿賀野川両水系水質協議会

会津若松地方広域市町村圏整備組合